

# 印西市総合計画審議会条例施行規則

昭和57年12月25日規則第14号

改正

平成8年3月29日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市総合計画審議会条例（昭和57年条例第18号）第7条の規定に基づき、印西市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(付議事項等の通知)

第2条 審議会を招集しようとするときは、会議開催の場所、日時及び付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する事項があるときは、直ちに会議に付議することができる。

(説明又は資料の提出等)

第3条 審議会は、関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 審議会は、必要があると認めたときは、関係者又は専門家の出席を求めて説明又は参考意見を聞くことができる。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第20号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。